

社保通信をお届けします。 P1.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

・義歯破損により、1 日目に口腔内で義歯床の破折を修理して同時にクラスプ作製のための印象を行い、2 日目にクラスプをセットした場合は、1 日目と2 日目の2 回義歯修理の算定が可能です。

2 日目にクラスプの算定のみで義歯修理の算定漏れが散見されますのでご注意ください。

病名「義歯破損-クラスプ破損」 摘要欄記載「同月2 度修理」

社保委員会のひとこと

＜算定例＞

(1 日目)義歯修理の印象+BT+義歯修理、摘要欄【長時間待機または1 日2 度来院】

クラスプの印象+BT

(2 日目)クラスプ+義歯修理

・根管側壁、髓室側壁または髓床底に穿孔があり封鎖を行うのは、抜髄または感染根管処置から根管充填までの一連の治療期間に、窩洞形成の「単純なもの」60 点と充填の「単純なもの」106 点及び充填材料料により1 歯1 回に限り算定できます。

また、歯肉を剥離して行った場合は、歯槽骨整形手術 110 点または骨瘤除去手術 110 点による算定となります。この算定については抜髄または感染根管処置と同日での算定となりますのでご注意ください。

病名「Pul-穿孔」「Per-穿孔」

社保委員会のひとこと

穿孔封鎖を伴う根充後の歯冠修復は、通常どおり KP または PZ を算定してください。